

誰でも個人型DCに加入可となるDC改正法案の参院可決

2016年4月15日(金)に参議院本会議で「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」(以下、DC改正法案)が自民・民進・公明等の賛成205、共産・社民等の反対16で可決した(*前国会法案からの修正は後述p.4)。同日、衆院へ送付、4月24日現在「審議中」である(URLは後述[参考ホームページ])。「**確定拠出年金(DC)制度始まって以来の大改正**」と言われるDC改正法案は、あと、再可決、そして、成立を待つだけとなっている。再可決と言ったのは、同法案は昨年2015年9月3日に衆院で多くの野党議員からも賛成されて可決、参議院へ送付されたものだからである。ただ、その当時は(現在もだが)会期末までに審議されないまま「閉会中審査」となった(2015年11月16日付日本版ISAの道 特別号参照～URLは後述[参考ホームページ]参照)。



現在、このDC改正法案は衆議院で「審議中」である。だが、審議に入る時間がまるで取れない状態であった。安倍晋三首相が「成長戦略の切り札」と指摘した環太平洋パートナーシップ協定/TPP(承認案と関連法案)の審議が最優先され、その審議が滞り時間がかかってきた為である。4月14日には熊本地震対応も加わって、審議がさらに滞り、TPPの審議時間40時間(*与野党の合意した目安)にまるで届かなくなった。6月1日の会期末を延長した所で、参院選(*7月10日投開票の見込み)で小幅延長しか出来ず、政府・与党はTPPの成立を断念し、臨時国会に先送りした。臨時国会は8月中旬、場合によって7月中旬に早期召集して審議時間を確保すると言う。

この中、DC改正法案も臨時国会に持ち越される可能性はある。だが、またTPPの審議があり、DC改正法案と同じ厚生労働関係政府提出予定法案でDC改正法案より優先される「労働基準法等の一部を改正する法律案」(*「高度プロフェッショナル制度」を柱とする労働基準法改正案だが、民進・共産や連合などが強く反発)などもある。こうなると、臨時国会でもDC改正法案の審議が先送りされる可能性が高い。

ただTPPや労働基準法改正案などの成立が断念された事で審議時間が確保出来るなら、民進党などが賛成しているDC改正法案は6月1日までの会期末までに成立する可能性がある。4月23日に安倍首相が話していた補正予算案(熊本地震復旧等の為)の5月中旬成立も民進党などの協力で審議はスムーズに進む可能性は高い。「**与党側は、今月中に、衆議院の選挙制度を見直す法案の衆議院通過を図るほか、司法取引の導入などを柱とした刑事司法制度改革の関連法案などほかの重要法案の審議を優先させ会期内の成立を期すことにしています。**」(4月21日付NHK)の中にDC改正法案が含まれる事が考えられる。ちなみに、DC改正法案は参院では2016年4月5日の審議開始で2016年4月15日に可決した。また、昨年DC改正法案と共に参院で継続審査となった「社会福祉法等の一部を改正する法律案」は2016年3月23日の衆院送付で2016年3月31日可決、成立した。DC改正法案の詳細は2015年11月16日付日本版ISAの道 特別号で書いているが(URLは後述[参考ホームページ]参照)、その後、時間が経過しており、以降に情報を改めたものを掲載(再掲)した(*赤い下線部分が特に変わった所で、p.4に<前国会法案からの修正及びデフォルト商品による運用について>がある)。

個人型 DC の日本版 IRA 化と企業型 DC の日本版 SIMPLE IRA 創設! DC での投信保有増で投信残高底上げと株高に寄与を期待!!

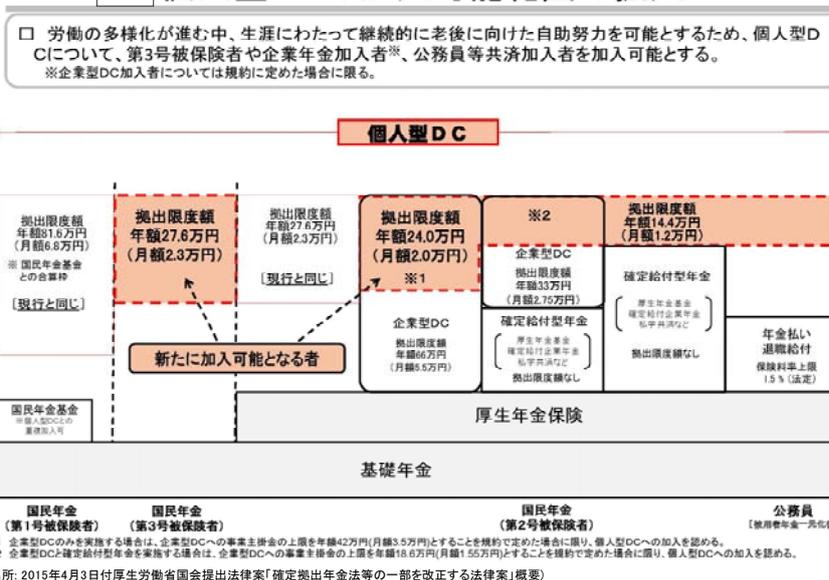
- 2016 年に確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(以下、DC 改正法案)が成立すると、個人型 DC の対象増で「日本版 IRA(Individual Retirement Accounts)」と呼べる様になり、企業型 DC に中小企業向け簡易型 DC、「日本版 SIMPLE IRA」が創設出来る見込みである。元本確保型商品提示義務も無くなる見込みで、以上より、DC の拡大と DC での投信保有の増加が期待され、投信残高底上げと株高にも寄与しそうだ。
- 米国では多くの制度改正で多様な DC が誕生、特に IRA は幅広い年金の受け皿として 401k 等よりも拡大している。IRA や 401k 等 DC が拡大、DC による投信保有が増加、株高に寄与、この四半世紀で米投信は日本の投信を大きく引き離したと思われる。日本の投信は NISA と共に、DC によっても、米国から大きく遅れた分を取り戻したいものである。

DC 大改正で個人型 DC が日本版 IRA 化、企業型 DC に日本版 SIMPLE IRA 創設、そして、元本確保型商品提示義務が無くなる事で DC での投信保有増加期待

「確定拠出年金(DC)制度始まって以来の大改正」と言われる DC 改正法案の成立が待たれている。正確には「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」の事で、2015 年 9 月 3 日に衆院で多くの野党議員からも賛成されて可決している。だが、参院厚生労働委員会で審議時間が確保出来ず、国会は 9 月 27 日に閉会、同法案は「閉会中審査」となった。DC 改正法案は与野党対立法案では無いので、審議時間が確保出来れば可決する可能性は高いものの、同法案よりも優先される「労働基準法等の一部を改正する法律案」も「閉会中審査」となっている事や、(2015 年の)秋の臨時国会が見送られる可能性もあるので、DC 改正法案の成立は 2016 年 1 月開会の通常国会まで待つ必要がありそうだ。

この DC 改正法案が成立すれば、2017 年 1 月から個人型 DC の対象が約 4000 万人から約 6700 万人まで増える見込みだ(*企業型 DC 加入者、確定給付型年金加入者、公務員及び第 3 号保険者/専業主婦が増える～下記グラフ参照)。個人型 DC は現在、個人型 401k と呼ばれているが、この改正で、米国の IRA に近づく事となり、日本版 IRA 化していると言えそうだ(*米国の IRA については後述する)。

● 個人型 DC の加入可能範囲の拡大



DC 改正法案が成立すると、企業型 DC で、中小企業(従業員 100 人以下)を対象に設立時書類を半分以下にし、行政手続きを金融機関に委託可能とする「簡易型 DC 制度」が同法公布後 2 年以内に創設される。さらに、中小企業が DC の投資教育等を企業年金連合会などへ委託して実施することも可能となる(時期は「平成 27 年(2015 年)10 月 1 日」から「平成 28 年(2016 年)7 月 1 日」に改められた)。また、企業年金を実施できない中小企業において、個人型 DC に加入する従業員に対して事業主が追加で拠出を可能とする『個人型 DC への小規模事業主掛金納付制度』も創設される。この中小企業向を対象とする DC 制度は、米国の SIMPLE IRA に似たもので、日本版 SIMPLE IRA と言えそうである(*SIMPLE IRA についても後述する)。また、確定給付型年金(DB)で「簡易な基準に基づく DB」(加入者数 500 人未満)が存在しているが(DB 創設時より)、その DC 版とも言えるものである。

加えて DC 改正法案には DC の運用方法について「あらかじめ定められた指定運用方法(いわゆるデフォルト商品による運用)」を現行の「1つ以上の元本確保型商品の提供(提示義務)」から「元本確保型商品を含めたリスク・リターン特性の異なる運用商品から、3 つ以上(*簡易型では 2 つ以上)の運用商品が適切に加入者に提示」*義務ではなく、加入者の意思が適切に反映される労使合意によるもの)にすることも含まれている。米国のデフォルト商品ほどリスク資産に向かうものではないものの、米国と同様、DC による投信保有増加効果を持つものである(*米国のデフォルト商品については後述する)。

日本の個人型 DC、企業型 DC、NISA

2016年4月20日

項目	個人型 DC (個人型 401k)	企業型 DC (企業型 401k)	NISA(少額投資非課税制度) (日本版 ISA)
制度を利用可能な者	①20歳以上60歳未満の自営業者・学生等 ②厚生年金基金・企業型年金等の無い企業の従業員 ③ 企業型年金の加入者*、公務員等共済加入者・専業主婦/夫等第3号被保険者(2017年1月1日の見込み) *規約に定めた場合。 **個人型 DC への小規模事業主掛金納付制度は従業員 100 人以下の中小企業の従業員(2018年内導入の見込み)	企業型年金規約の承認を受けた企業の従業員(国民年金第2号被保険者)、60歳未満。 ※簡易型 DC は従業員 100 人以下の中小企業の従業員(2018年内導入の見込み)	20歳以上の居住者等
非課税対象	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等 * 拠出時非課税(所得控除) 、運用時非課税(特別法人税課税 1.173%凍結中)、 受取時実質非課税(年金控除)	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等 * 拠出時非課税(所得控除) 、運用時非課税(特別法人税課税 1.173%凍結中)、 受取時実質非課税(年金控除)	上場株式等・公募株式投信の配当・譲渡益 * 拠出時課税(所得控除なし) 、運用時非課税、 受取時非課税
非課税投資枠	①20歳以上60歳未満の自営業者・学生等… 年81.6万円(月9.8万円) を上限 *国民年金基金の限度額と枠を共有 ②厚生年金基金・企業型年金等の無い企業の従業員… 年27.6万円(月2.3万円) を上限 ③ 企業型年金の加入者*…他に企業年金がない場合年24万円/ある場合年14.4万円、公務員等共済加入者…年14.4万円、専業主婦/夫等第3号被保険者…年27.6万円(2017年1月以降の見込み) *加入が可能であることを規約に定め、加入者がマッチング拠出を行っていない場合。企業型 DC の拠出限度額は上記の個人型 DC の拠出限度額相当分だけ引下げとなる。 **企業年金の喪失が困難な中小企業(従業員 100 人以下)の従業員で個人型 DC に加入している場合、事業主による追加拠出を可とする(2018年内実施の見込み)。	他に企業年金がない場合、 年66.0万円(月5.5万円) を上限。個人型 DC にも加入する場合、年42万円に引下げ。他の企業年金がある場合、 年33.0万円(月2.75万円) を上限。個人型 DC にも加入する場合、年18.6万円に引下げ。規約に定めれば、会社からの拠出に加えて個人の拠出も可能(マッチング拠出)個人の拠出額は会社拠出額と同額まで、かつ合算して上記限度額まで。毎月拠出が必要(ボーナス時のみの一括拠出は不可)* 年単位化(年66.0万円)が2018年1月1日施行見込み 。拠出額の変更は年1回。規約に定めれば個人型 DC への加入も可能(マッチング拠出不可)。	新規投資額で年120万円(2015年分まで年100万円)ロールオーバーも可能 *累積非課税投資額600万円(2015年まで500万円)
投資可能期間	10年以上、60歳まで *60歳で10年に満たない場合は、年数に応じ61~65歳まで	10年以上、60歳まで。規約に定めれば最大65歳まで引き上げ可(2014年1月以降)。60歳で10年に満たない場合は、年数に応じ61~65歳まで。	10年間(2014年~2023年)
非課税期間	給付時まで(特別法人税課税実施時まで)	給付時まで(特別法人税課税実施時まで)	投資した年から最長5年間
途中売却	原則60歳まで途中引き出し不可 *10年未満の場合は年数に応じて61~65歳まで不可。資格喪失時の資産額が少ない、通算拠出期間が短い、資格喪失から一定の期間内、継続個人型年金運用指図者2年以内などの条件下で、脱退一時金として支給。	原則60歳まで途中引き出し不可 *10年未満の場合は年数に応じて61~65歳まで不可。資格喪失時の資産額が少ない、通算拠出期間が短い、資格喪失から一定の期間内、継続個人型年金運用指図者2年以内などの条件下で、脱退一時金として支給。	自由 *口座からの引き出しで再利用不可、口座内売却で再利用不可、未使用分は翌年以降に繰り越すことが不可、分配金再投資は新規投資と見なされる、ファンドのスイッチング不可。
損益通算	不可	不可	特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可
口座開設数	一人一口座	一人一口座	一人一口座。毎年金融機関の変更可(2015年1月から)。
導入時期	2001年10月1日に確定拠出年金(日本版 401k)法施行 *個人型は2002年1月から実施 2018年中に小規模事業主掛金納付制度が導入見込み。	2001年10月1日に確定拠出年金(日本版 401k)法施行 *2012年1月からマッチング拠出の開始 2018年中に「簡易型 DC 制度」導入見込み	2014年1月(20%本則税率化にあわせて導入)
加入者数	約25万人/日本の全労働力人口に対する比率0.4%(2016年1月末現在)	約549万人/日本の全労働力人口に対する比率8.2%(2016年1月末現在)	987万人/20歳以上人口の9.4%(2015年12月末現在)

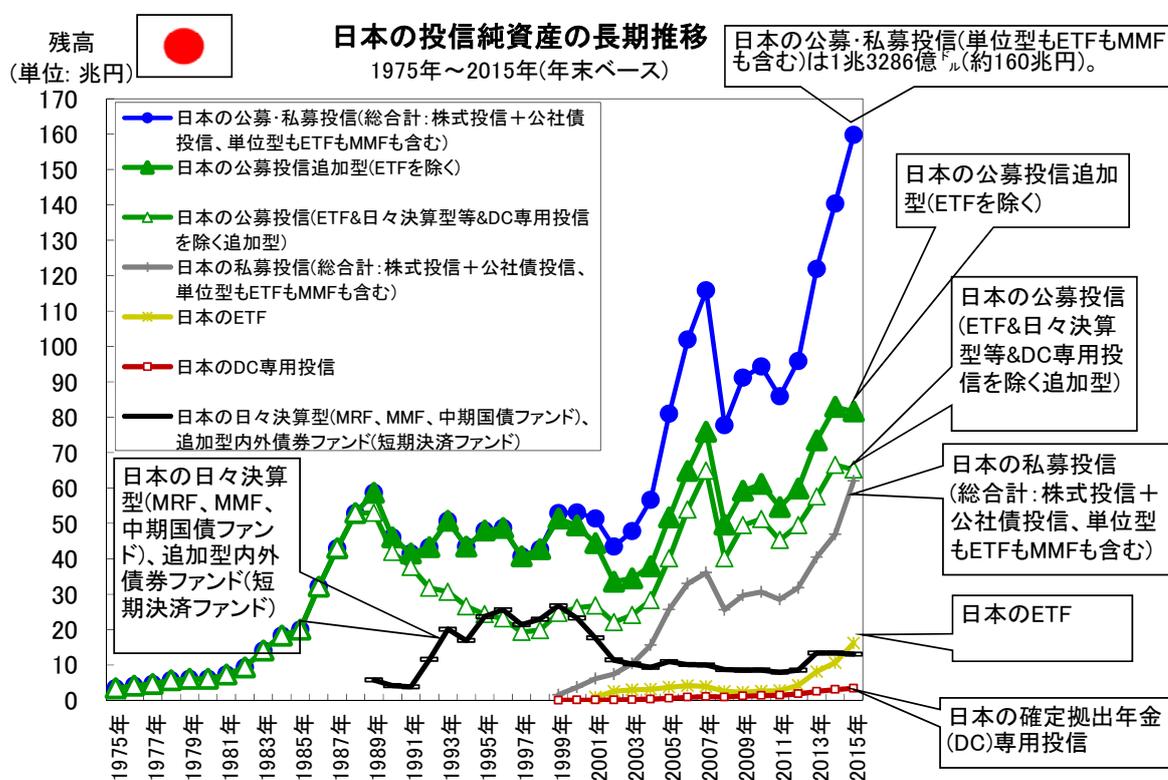
(出所: 日本の金融庁・厚生労働省・国民年金基金連合会・国税庁等より三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

<前国会法案からの修正及びデフォルト商品による運用について>

2016年4月15日に参院でDC改正法案が自民・民進・公明等の賛成205、共産・社民の反対16で可決した事は先述した通りである。前国会法案からの修正があり、それは、掛け金の上限設定を月単位から年単位に変更する項目の施行日を2017年1月1日から2018年1月1日に、事業主が企業年金連合会に投資教育を委託出来る仕組みの施行日を2015年10月1日から2016年7月1日に修正している。また、中小企業への企業年金導入の支援や、企業年金の積立金に掛かる特別法人税について廃止の検討などを求める付帯決議が出されている (URLは後述[参考ホームページ]参照)。

尚、「あらかじめ定められた指定運用方法(いわゆるデフォルト商品による運用)」で、元本確保型商品提供義務を外した事について、2016年4月14日の参院厚生労働委員会において共産党が「加入者のリスクを増やし、財産権を侵害する」と反対意見を出していた(URLは後述[参考ホームページ]参照)。厚労省は「元本確保資産でだけでは物価上昇リスクに対応できず、分散投資によってそのリスクを制限するのが狙い。労使合意が適切かを確認し、必要に応じて指導する。」などと答弁していた。

日本のDCは、今から15年前の2001年10月に施行された確定拠出年金(日本版401k)法で企業型DCがまず導入され、2002年1月から個人型DCも開始された。導入後十数年が経過しているが、2016年1月末現在、企業型DCの加入者は約549万人で、個人型DCの加入者は約25万人にとどまっている。企業型DC約549万人は全労働力人口に対する比率が8.2%、個人型DCの約25万人は同比率が0.4%である。



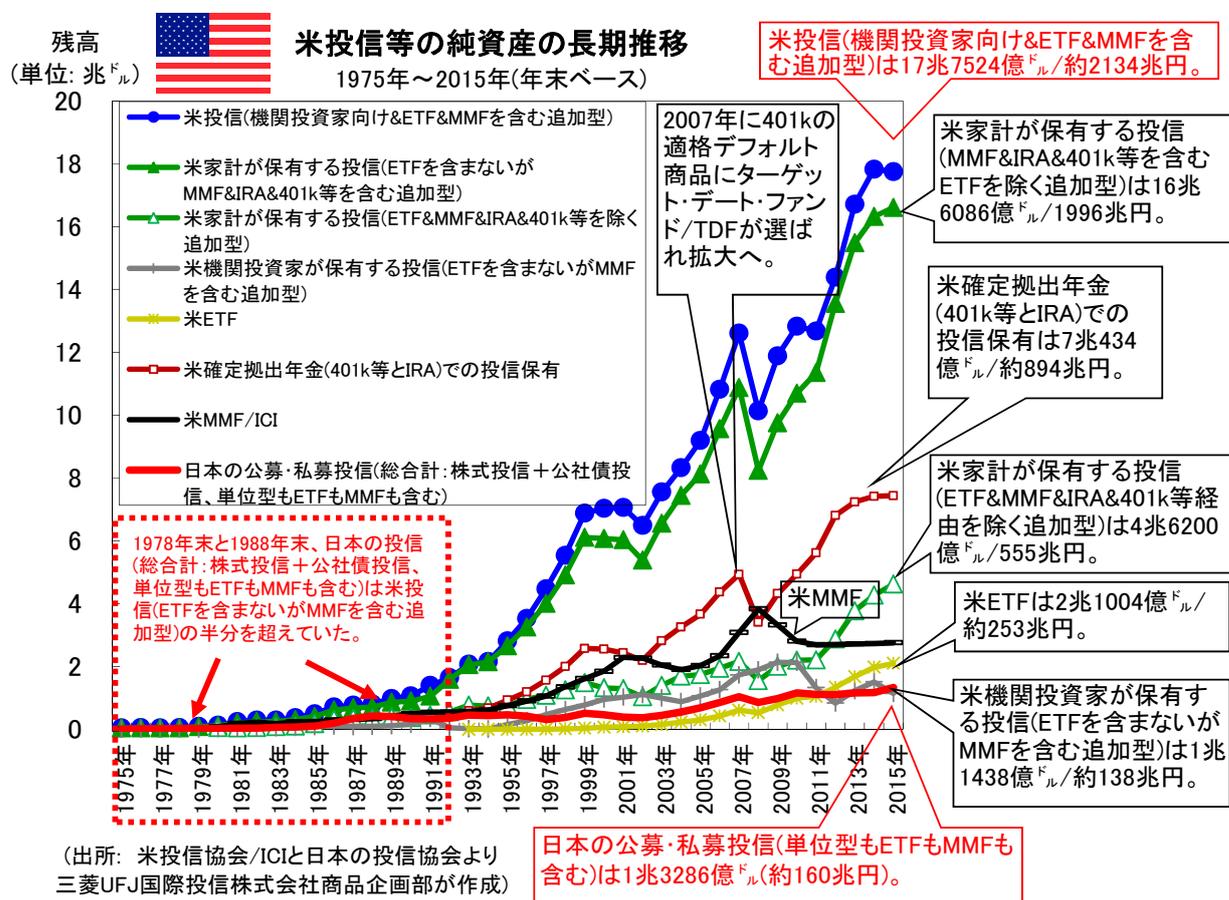
(出所: 日本の投信協会とIbbotsonより三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

一方、米国のIRA(個人退職勘定)は、全家計の32.3%となっている(*401k等以外で何らかのIRAに加入している家計の比率、2015年)。また、日本でも、2014年1月から始まったばかりの少額投資非課税制度(NISA)の加入者(口座開設者)は2015年12月末現在、約987万人と、20歳以上人口の9.4%、個人株主数の延べ人の21.5%にもなっている。非課税期間や所管官庁の違い(*DCは厚生労働省、NISAは金融庁)はあるものの、同じ個人向けの投資非課税制度であり、やはりこの差は大きい。

DCの運用方法についてだが、現在、「あらかじめ定められた指定運用方法(いわゆるデフォルト商品による運用)」で「一つ以上の元本確保型商品の提供(提示義務)」もあり、元本確保型商品が約6割を占めている。以上を背景に、DC専用投信も、一般の投信の伸びに比べて、伸び悩んでいる(前頁グラフ参照)。

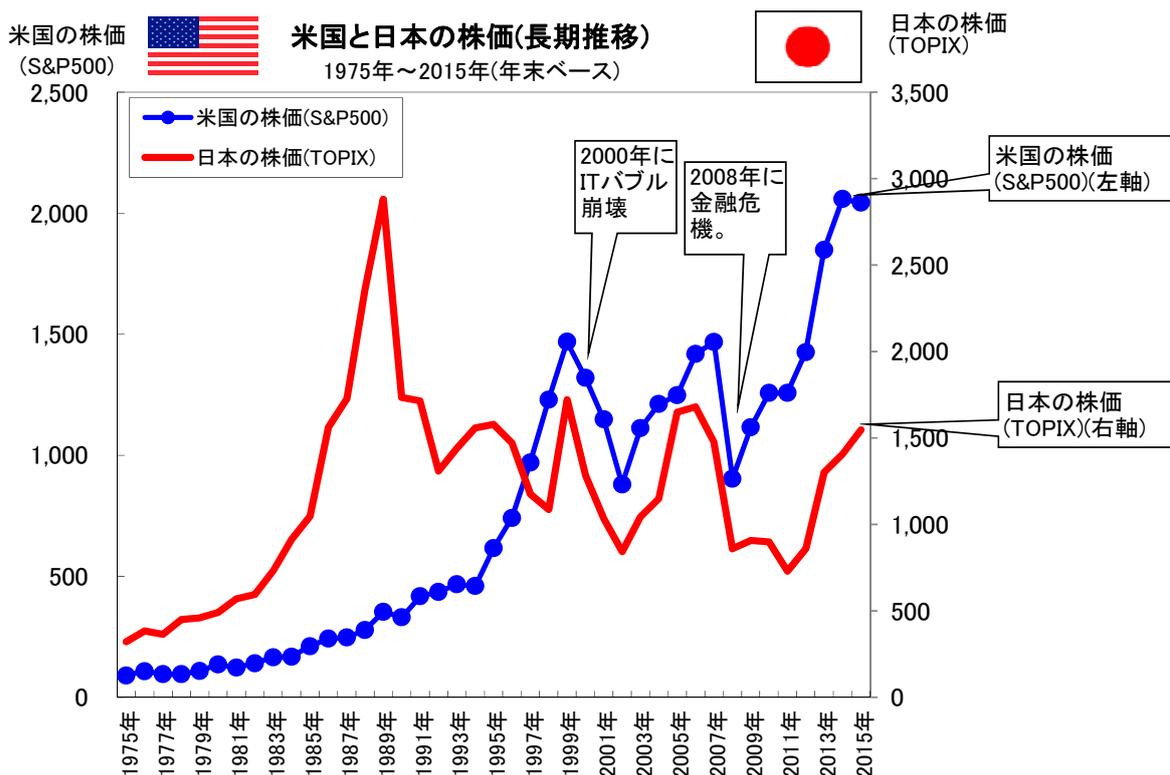
四半世紀で米国の投信に規模で大きな遅れをとった日本の投信

日本におけるDCによる投信保有の伸び悩みは投信全体にも関わる。日本の投信は米国の投信に規模で大きな遅れをとっているが、要因にDCによる投信保有の伸び悩みがあると思われる。2015年12月末現在、日本の投信残高は1兆3286億ドル/約160兆円と、米国の投信の残高17兆7524億ドル/約2134兆円の13分の1弱となっている(*日本の投信…単位型もETFもMMFも含む公募・私募投信、米国…機関投資家向け&ETF&MMFを含む追加型投信)。日本の人口が米国の人口の約2.5分の1である事を差し引いても、日本の投信残高は米国の5分の1近くである。しかし1978年や1988年には日本の投信は米国の2分の1近くであった。一人当たり投信残高で見ると、ほぼ同じ規模だったとも言える。それが、この四半世紀で日本は米国に大きな遅れをとったのである。



米国の投信に大きな遅れをとった要因に自国株価の値上がり・値下がり と DC

日本の投信が米国の投信に規模で大きな遅れをとった要因として自国株価の値上がり・値下がりも大きい(下記グラフ参照)。 一人当たり投信残高で日米がほぼ同じだった1988年末の米国の株価(S&P500)は277.72で、2015年末が2043.94なので7.4倍に拡大した。一方で、1988年末の日本の株価(TOPIX)は2357.03で、2015年末が1547.30なので0.7倍に縮小した。仮に投信が100%自国株投資のみであれば日米で12倍近くの格差となり、投信が50%自国株投資であっても日米で6倍近くの格差となる(*実際の格差に近くなる)。尚、円高で日本の投信規模は大きくなるが、1988年末1ドル=125.05円→2015年末1ドル=120.22円と、それほど変わっていない。



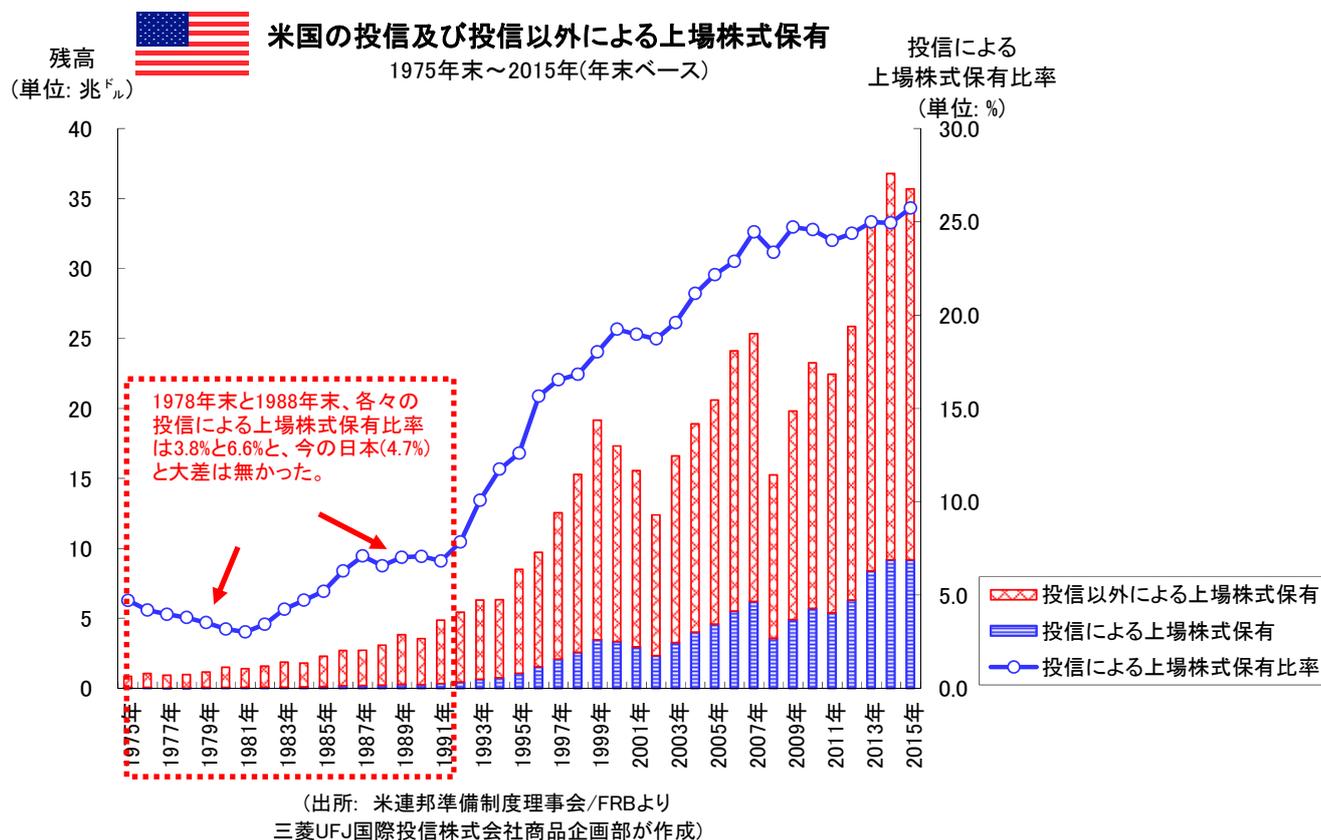
(出所: ブルームバーグより三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

米国ではDCの寄与もあり、上場株式の25.7%が投信に保有される様になったが、日本では上場株式の4.7%しか投信に保有されていない

日本の投信が米国の投信に規模で大きな遅れをとった要因として自国株価の値上がり・値下がりもあるが、DCによる投信保有の差そのものが自国株価の値上がり・値下がりにも影響を与えている可能性がある。DCが拡大、そこでの投信保有が大幅に増え、この事が自国株価の値上がりに寄与し、さらなる投信規模拡大要因になっていると言う事である。DCは米国では59.5歳まで原則として途中引き出し不可の為(*日本では60歳まで)、DCが拡大する限り、解約による株式売りは抑制され、積立投資を中心に投資が増えていく事となるのだ。

米国の上場株式の時価総額は2015年末現在、約36兆ドル(約4300兆円)で、このうち、投信が保有する分は約9兆ドル(約1100兆円)と25.7%にもなるが、DCによる投信保有の寄与も大きい(出所: FRB)。日本の上場株式の時価総額は2015年末現在、約590兆円と米国の8分の1弱でしかなく、このうち、投信が保有する分は33兆円とわずか4.7%である(出所: 日本銀行)。

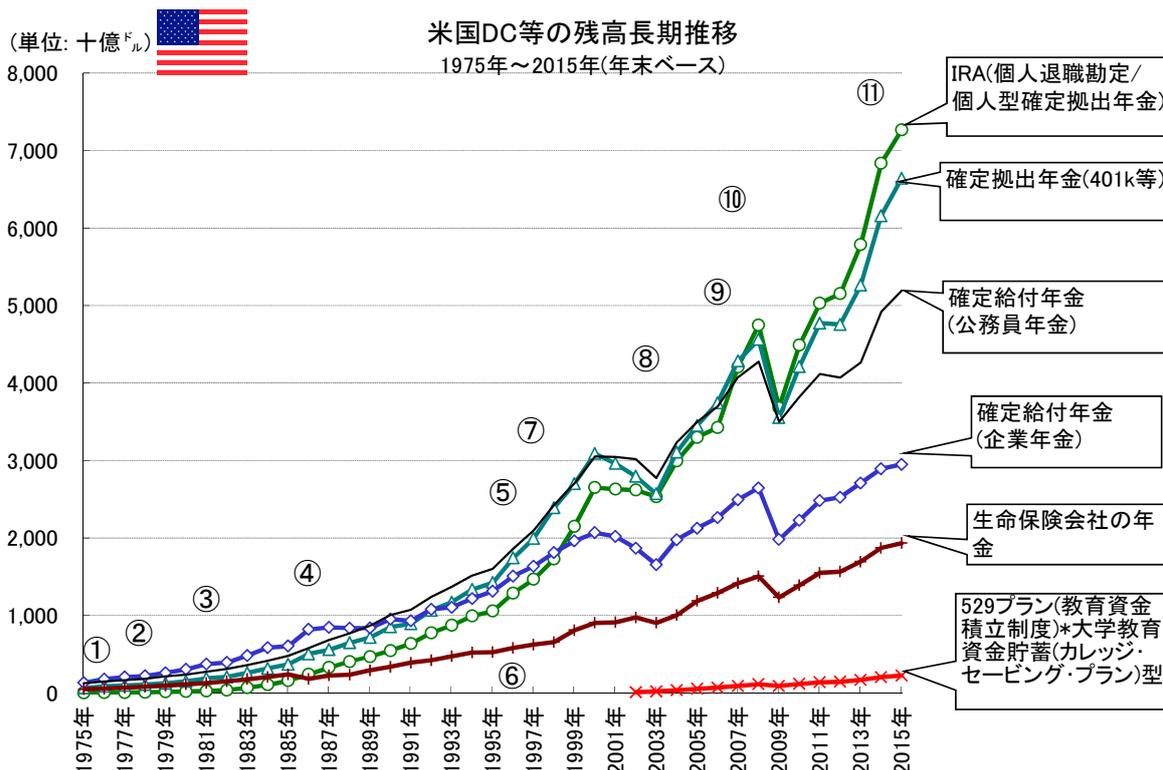
ただ、米国でも、1978年末と1988年末における、各々の投信による上場株式保有比率は3.8%、6.6%と、今の日本(4.7%)と大差は無かった(下記グラフ)。米国で投信による上場株式保有比率が10%超となるのは1993年であり、20%超となるのは2004年である。1990年代後半から急拡大している要因に、DCによる投信保有増加、及び、それによる自国株価の値上がりが寄与していると思われる。



米国 DC が拡大してきた道、日本 DC の拡大する道

米国でDCと言うと、民間サラリーマン向けの401kプラン(1978年誕生、1980年1月開始)が有名であるが、他に、公務員等向けの457プラン、連邦公務員向けのTSP(The Thrift Savings Plan)、公立学校従業員等向けの403bプラン、自営業者向けのキーオ・プラン(Keogh plan)がある(後述)。そして、1974年に誕生した従業員持株プランのESOP(Employee Stock Ownership Plan)と個人退職勘定のIRA(Individual Retirement Accounts)がある。

IRAは誕生当時、退職者や自営業者の為のものだった(*企業年金加入者に適用されなかった)。だが、1981年以降、対象者を拡大し、制度改正を幾度も行い、多様なIRAを誕生させ、幅広い年金の受け皿となった。IRAの残高は2015年12月末に7兆3290億ドル(約881兆円)と、確定給付年金(民間)の2兆8600億ドル(約344兆円)の2.5倍、ずっと残高で負けていた401k等をも2007年から上回り続けているのだ(次頁グラフ参照)。



(出所: 米投信協会/ICIより三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

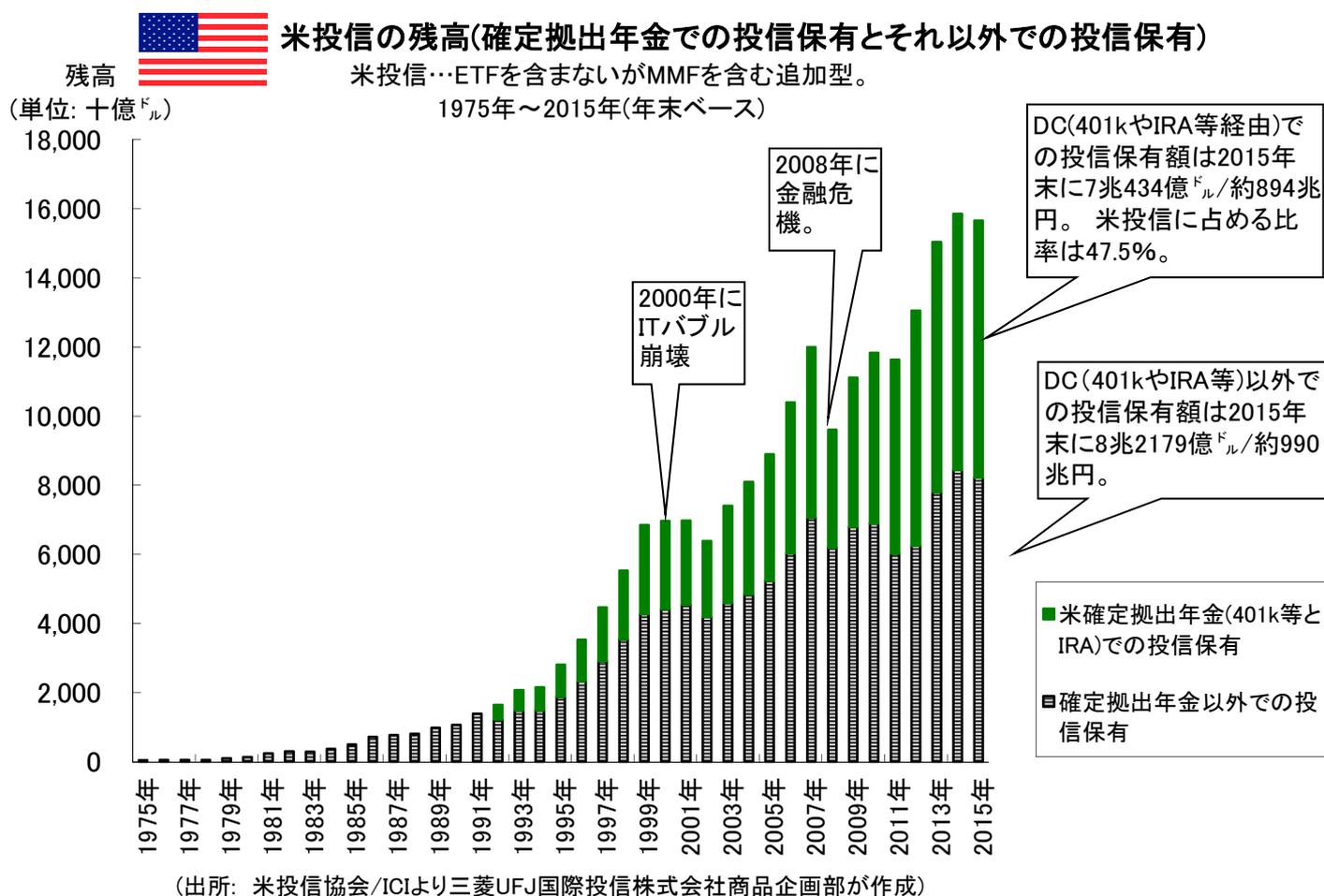
米国におけるIRA や 401k 等に係る制度改正

①	1974年	ESOPとIRAが誕生、キーオ・プラン(Keogh plan)の制限緩和(1962年誕生)。
②	1978年	401kと457プランが誕生(401kは1980年開始、所得控除ありで受取時課税)。
③	1981年	IRA(現トラディショナルIRA…70.5歳未満、所得控除ありで受取時課税)の対象者が一気に拡大(*70.5歳未満の収入のある居住者等へ)。それまでは職域年金のある場合は対象外。
④	1986年	連邦公務員向けのTSP(The Thrift Savings Plan)が誕生。
⑤	1996年	SIMPLE IRA・SIMPLE 401kが誕生 (*SIMPLE…Savings Incentive Match Plan for Employees of Small Employers、100人以下の企業に要件等を簡略化した確定拠出制度)。
⑥	1996年	日本のジュニアNISAの参考ともなる529プラン(教育資金積立制度)が導入。 529プランの残高は2015年12月末に2298億ドル(約28兆円)。
⑦	1997年	ロスIRA誕生(1998年開始、年齢制限なしで所得控除なしで受取時非課税)。 <u>2015年末に(トラディショナル)IRAが6兆1740億ドル/約742兆円であるのに対して、ロスIRAは6600億ドル/約79兆円。</u>
⑧	2003年	401kで金融機関アドバイス可に(*2001年のエンロン・ショックで退職金を失う問題続出の為)。
⑨	2006年	401kにおいてロスIRAの様な受取時非課税のロス401kが可に(70.5歳未満)。
⑩	2007年	新403b(*403bは1958年誕生、401kの様なものは2007年誕生で2009年開始)、401kが原則義務化、401kのデフォルト商品がターゲット・デート・ファンドやバランス型ファンド等が原則に。
⑪	2014年	myRA(my Retirement Account)。 年齢制限なしで所得控除なし受取時非課税(少額のロスIRA)。残高が15000ドルもしくは30年経過でロスIRAに移行。投信等可能なロスIRAと違い米国債のみ。

(出所: 各種資料より、三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部作成)

尚、米国内国歳入庁/IRS や米国投信協会(ICI)などは DC を職域 DC と見なし、IRA を DC から切り離し(区別し)説明しているが、IRA も個人向けの DC であり、SIMPLE IRA の様な職域 DC もある。SIMPLE IRA は他の退職プランとの並列は出来ないが、それが出来る事ぐらいが違う SIMPLE 401k と言うものもある。いずれにしろ、IRA と 401k 等の区別はかなり曖昧で多様である事から、以降では、IRA と 401k 等をデータ上、区別せずに、IRA も DC と見ている。

米国で DC が大きく拡大し、投信保有が増加した背景には、上記の通り米国政府・議会の制度改正がある。IRA を含む DC 残高は、2015 年末に 14.1 兆ドル/1690 兆円だが、このうち投信で保有されている残高は約半数(53%)の 7 兆 434 億ドル/約 894 兆円となっている。IRA を含む DC の資金の半分が投信に向かっているのである。一方、DC(401k や IRA 等)以外での投信保有額は 2015 年末に 8 兆 2179 億ドル/約 990 兆円となっている。



日本の個人型DCと米国の(トラディショナル)IRAとロスIRA

2016年4月20日

項目	個人型DC (個人型401k)	トラディショナルIRA/ Traditional IRA (Traditional Individual Retirement Accounts、 個人退職勘定)	ロスIRA/ Roth IRA (Roth Individual Retirement Accounts、 個人退職勘定)
制度を利用可能な者	①20歳以上60歳未満の自営業者・学生等 ②厚生年金基金・企業型年金等の無い企業の従業員 ③ 企業型年金の加入者*、公務員等共済加入者・専業主婦/夫等第3号被保険者(2017年1月1日の見込み) *規約に定めた場合。	70.5歳未満の収入のある居住者等 *主として企業年金プランのない自営業者等の為のものだが、企業年金プランのある従業員でも加入可(制限あり)	年齢制限なしの収入のある居住者等 で、夫婦合算で18.4万 ^{ドル} (約2100万円)未満の所得(単身は11.7万 ^{ドル} 未満) *70.5歳以上の人、住宅購入や高等教育等目的のある人、企業年金プランでトラディショナルIRAで制限のある人、退職時に非課税とした人等向け
非課税対象	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等 * 拠出時非課税(所得控除) 、運用時非課税(特別法人税課税1.173%凍結中)、 受取時実質非課税(年金控除)	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等 * 拠出時非課税(所得控除) ~高所得者は非課税でなくなる場合もあり~、運用時非課税、 受取時課税(通常所得)	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等 * 拠出時課税(所得控除なし) 、運用時非課税(5年以上)、 受取時非課税
非課税投資枠	①20歳以上60歳未満の自営業者・学生等...年81.6万円(月6.8万円)を上限 *国民年金基金の限度額と枠を共有 ②厚生年金基金・企業型年金等の無い企業の従業員...年27.6万円(月2.3万円)を上限 ③ 企業型年金の加入者*...他に企業年金がない場合年24万円/ある場合年14.4万円、公務員等共済加入者...年14.4万円、専業主婦/夫等第3号被保険者...年27.6万円(2017年1月以降の見込み) *加入が可能であることを規約に定め、加入者がマッチング拠出を行っていない場合、企業型DCの拠出限度額は上記の個人型DCの拠出限度額相当分だけ引下げとなる。 ** 企業年金の実施が困難な中小企業(従業員100人以下)の従業員で個人型DCに加入している場合、専業主による追加拠出を可とする(2018年内実施の見込み) 。	毎年、5500 ^{ドル} (約62万円)、50歳以上は6500 ^{ドル} (約73万円)を上限 *毎月積立と任意の時期に拠出する方法の両方を採用可 *401k積立金は転職時に移管可(ロールオーバーIRA)、*ロスIRAと合算	毎年、5500 ^{ドル} (約62万円)、50歳以上は6500 ^{ドル} (約73万円)を上限(2016年) *毎月積立と任意の時期に拠出する方法の両方を採用可 トラディショナルIRAと合算
投資可能期間	10年以上、60歳まで *60歳で10年に満たない場合は、年数に応じ61~65歳まで	70.5歳まで	5年以上
非課税期間	給付時まで(特別法人税課税実施時まで)	70.5歳の給付時まで	給付時まで
途中売却	原則60歳まで途中引き出し不可 *10年未満の場合は年数に応じて61~65歳まで不可。資格喪失時の資産額が少ない、通算拠出期間が短い、資格喪失から一定の期間内、継続個人型年金運用指図者2年以内などの条件下で、脱退一時金として支給。	原則59.5歳まで途中引き出し不可(拠出は70.5歳まで可能で70.5歳からは強制的引き出し) *死亡・障害時等、初回住宅購入(上限1万 ^{ドル})、高等教育費用は引き出し可だが、それ以外で59.5歳未満であると10%のペナルティ課税	5年以上経過、59.5歳以上で引き出し可(70.5歳からの強制的引き出しなし) 加えて死亡・障害時等、初回住宅購入(上限1万 ^{ドル})、高等教育費用、医療支出・保険料(制限あり)等でも引き出し可 それ以外で59.5歳未満であると10%ペナルティ課税
損益通算	不可	不可	不可
口座開設数	一人一口座	一人一口座 *ロスIRAの口座は別に開設可(上限は合算される)	一人一口座 *トラディショナルIRAの口座は別に開設可(上限は合算される)
導入時期	2001年10月1日に確定拠出年金(日本版401k)法施行 *個人型は2002年1月から実施 2018年中に小規模専業主婦納付制度が導入見込み。	1974年(企業型確定拠出年金の401kは1981年)	1998年1月1日 *ロスというのはデラウェア州上院議員(共和党)William Victor Roth氏(1921年~2003年)による提案のため
加入者数	約25万人/日本の全労働力人口に対する比率0.4%(2016年1月末現在)	3040万世帯/米国の全世帯に対する比率24.4%(2015年) *別のIRAとの重複あり。	2030万世帯/米国の全世帯に対する比率16.3%(2015年) *別のIRAとの重複あり。

(出所: 日本の金融庁・厚生労働省・国民年金基金連合会、米国の内国歳入庁/IRS、米投信協会/ICIより三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

以上の米国 DC に比べて、日本では、まだまだ不十分な面も多い。だが、近付いているのは間違いない所である。特に現在、日本で成立を待つ DC 改正法案の日本版 IRA 化により、今後は大きく米国に近づく事になろう。

これは 1981 年に米国で IRA(現トラディショナル IRA)の対象者を一気に拡大させ、その後の DC 拡大に一役買った事を彷彿させる。先述通り、十数年の歴史を持ちながら加入者は約 25 万人にとどまる個人型 DC が、わずか 2 年の NISA(約 987 万人)に大きく出遅れている要因もかなり緩和されよう。

今後は転職・退職の時もスムーズになり、さらに、対象者数の少なさによる採算上の問題から人材等を使いにくかった金融機関も、今後は人材等を使う事が期待出来る。

また、既に米国では可能となっている金融機関による投資アドバイスは(2016年4月18日付日本版ISAの道 その138 参照~URLは後述[参考ホームページ]参照)、依然として日本ではまだ出来ないもの(加入者教育等サポートまでしか出来ない)、日本で現在、拡大している「職場積立NISA」(*2016年3月16日付日本証券業協会によると導入企業数は2015年末時点で延べ1268社まで拡大)では外務員登録をしている担当者ならアドバイスを提供出来る為、DCを補完する事が期待されている(2016年3月14日付日本版ISAの道 その135 参照~URLは後述[参考ホームページ]参照)。

2015年10月2日に日銀が発表した「生活意識に関するアンケート調査」によると、日本の物価は現状・予想とも、8割超の人が「上がった」もしくは「上がる」と言う認識である。一方で、日本の公的年金は2015年4月から「マクロ経済スライド」が発動、年金の減額可能性が高まっている。インフレの進行に加え年金減額となると、実質的な生活環境は厳しくなるだろう。この様な中、DCが拡大、拡大したDCにより投信保有が増加、株高の一因にもなり、DCの非課税効果も加わり、国民の資産形成が促され、老後不安解消はもはや必要な事とも言えるだろう。その為にも、さらなるDC制度改正やDC拡充を期待してやまない。

以 上

[参考ホームページ]

2015年11月16日付日本版ISAの道 特別号「投資信託事情」(2015年11月号)抜粋「個人型DCの日本版IRA化と企業型DCの日本版SIMPLEIRA創設!DCでの投信保有増で投信残高底上げと株高に寄与を期待!!」…

「 <http://www.am.mufg.jp/text/kam151116.pdf> 」。

2016年4月15日(金)に参議院本会議で賛成多数で可決した「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」の議案情報…「 <http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/190/meisai/m19003189070.htm> 」、衆議院・第190回国会 議案の一覧…

「 http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/menu.htm 」、

2015年4月3日付厚生労働省国会提出法律案「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」概要…

「 <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/189-46.pdf> 」、

2016年4月16日付日本共産党の反対意見「小池氏 確定拠出年金法改定案に反対」…

「 http://www.jep.or.jp/akahata/aik16/2016-04-16/2016041604_03_1.html 」、

2016年3月14日付日本版ISAの道 その135「職場積立NISA拡大の可能性は高い～職場積立NISAは、9兆円のDC、16兆円の財形、5兆円の持株を補完出来る～」…

「 http://www.am.mufg.jp/text/oshirase_160314.pdf 」。

2016年4月18日付日本版ISAの道 その138「米国の退職口座(IRA・401k等DC)の投資アドバイスが大きく変わる! ロボアドバイザーはビジネスチャンスと見なしデータアグリゲーションで囲い込みへ!!」…

「 http://www.am.mufg.jp/text/oshirase_160418.pdf 」。

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。